

長野労働局主催

同一労働
同一賃金

パートタイム・有期雇用労働法セミナー

働き方改革は、同一企業内における正規雇用労働者とパートタイム労働者や有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消により、働く側からはどのような雇用形態を選択しても待遇に納得ができる、企業の側からは多様な人材の有効活用を図ることができることを目指しています。

長野労働局では、パートタイム・有期雇用労働法の内容をより一層ご理解いただき、事業主の皆さまに施行に向けての準備をいただくため、標記セミナーを以下のとおり開催します。施行まで半年（中小企業は1年半）です。是非ご参加ください（セミナー内容については裏面をご参照ください）。

働き方改革 パートタイム・有期雇用労働法 施行

2020年4月から、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます（中小企業は2021年4月から適用）



【開催日・場所】

| 地域 | 開催日 | 会場 | 所在地 | 定員 |
|----|---------------|------------------------------|----------------------|------|
| 南信 | 令和元年10月17日（木） | 長野県伊那文化会館 小ホール伊那 | 伊那市西町5776 （春日公園内） | 250名 |
| 東信 | 令和元年10月29日（火） | 上田市丸子文化会館 小ホール （セレスホール） | 上田市上丸子1488 番地 | 200名 |
| 中信 | 令和元年10月31日（木） | 塩尻市文化会館 中ホール （レザンホール） | 塩尻市大門七番町4番 8号 | 350名 |
| 北信 | 令和元年11月6日（水） | 長野県県民文化会館 中ホール （ホクト文化ホール） | 長野市若里一丁目1番 3号 | 500名 |

【開場・開会時間】

受付：13時00分 開会：13時30分

【セミナー内容】

各会場共通：制度説明等 13時30分～15時30分 個別相談 15時30分～16時00分

【申込方法】

「パートタイム・有期雇用労働法セミナー」参加申込書（裏面）を長野労働局 雇用環境・均等室あてにFAX又は郵送にてお申込みください。

申込締め切りは・・・令和元年10月11日（金）です。・・・申込はお早めに。

※定員の都合で会場変更、人員調整をお願いする場合があります。また、定員に達した場合は事前に締め切らせていただく場合があります。

〈お問合せ先〉 長野労働局 雇用環境・均等室

〒380-8572 長野市中御所 1-22-1 TEL:026-227-0125 FAX:026-227-0126

雇用環境・均等室 あて

FAX 026-227-0126

パートタイム・有期雇用労働法セミナー 参加申込書

| | | | |
|---|---------------------------------|------|---|
| 事業所名 | (申込ご担当者 課・係 : _____ 氏名 : _____) | | |
| 事業所所在地 | 電話 (_____) — FAX (_____) — | | |
| 参加希望会場 (希望会場に○及び参加人数を記入してください。) | 希望会場 | 参加人数 | 会場 ※各会場とも駐車場に限りがあるため、公共機関又は最寄りの有料駐車場もご利用ください |
| | | 人 | 南信(伊那会場) 10月17日(木) 長野県伊那文化会館 小ホール/伊那 |
| | | 人 | 東信(上田会場) 10月29日(火) 上田市丸子文化会館(セレスホール) 小ホール |
| | | 人 | 北信(長野会場) 11月6日(水) 長野県県民文化会館(ホクト文化ホール) 中ホール |
| 【セミナー内容】 | | | |
| ○働き方改革関連法について | | | |
| ○パートタイム・有期雇用労働法(2020年4月施行)について | | | |
| ○長野働き方改革推進支援センター(※1)及び長野県よろず支援拠点(※2)による出張相談 | | | |
| ○外国人労働者の雇用管理について | | | |

(定員の都合で会場変更、人員調整をお願いする場合があります。)

| | | | |
|--|----------------------|-----|-----|
| 長野働き方改革推進支援センター又は長野県よろず支援拠点への相談希望の有無 (いずれかに○を記入してください) | ○長野働き方改革推進支援センター(※1) | 1 有 | 2 無 |
| | ○長野県よろず支援拠点(※2) | 1 有 | 2 無 |
| ※ 当日、セミナー会場に相談ブースを設けます。サービス内容等につきましては、欄外(※1)及び(※2)をご参照ください | | | |

※1「長野働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革を進める中小企業等の支援拠点として、長野労働局が長野県中小企業団体中央会に委託し、平成30年4月に開設したものです。センターのサービス内容は、各企業が長時間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇改善、賃上げ及び労働生産性の向上等の働き方改革を具体的に進めるにあたっての個別のアドバイスや各種助成金制度の案内等を行っています。

※2「長野県よろず支援拠点」とは、中小企業庁、経済産業局、よろず支援拠点全国本部((独)中小企業基盤整備機構)、(公財)長野県中小企業振興センター、長野県が連携・協力して実施する事業です。よろず支援拠点のサービス内容は、売上拡大、現場改善、雇用労務など、経営上のあらゆるお悩みの相談に応じ具体的な提案やアドバイス各種助成金制度の案内等を行っています。

★ とりまとめの都合上、10月11日(金)までにお申し込みください。なお、定員に達した場合は事前に締め切らせていただく場合があります。

〈お問合わせ先〉 長野労働局 雇用環境・均等室 電話: 026-227-0125
FAX: 026-227-0126